

平成22年度 第1回 新居浜市特別職報酬等審議会

- 1 日 時 平成23年1月5日(月) 午後5時30分から午後6時42分
- 2 場 所 応接会議室
- 3 出席委員
- | | |
|----------------------|--------|
| 新居浜商工会議所副会頭 | 曾我部 謙一 |
| 新居浜市社会福祉協議会会長 | 渡邊 健 |
| 新居浜市農業協同組合代表理事組合長 | 石井 俊一 |
| 新居浜市連合自治会会長 | 日野 幸彦 |
| 新居浜市女性連合協議会会長 | 加藤 晶子 |
| 住友金属鉱山(株)別子労働組合執行委員長 | 金子 達郎 |
| 新居浜工業高等専門学校校長 | 鈴木 幸一 |
| 新居浜市医師会会長 | 大橋 勝英 |
| 新居浜市PTA連合会会長 | 橋川 隆至 |
| 住友化学(株)愛媛工場総務部長 | 池田 浩久 |

4 結 果

(1) 開 催

寺田人事課長

ただいまから新居浜市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

私は、当審議会事務局を担当いたします人事課の寺田でございます。よろしくお願いたします。それでは、開会にあたり、佐々木市長から御挨拶を申し上げます。

(2) 市長あいさつ

佐々木市長

新居浜市特別職報酬等審議会の開催に当たりまして、ひと言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆さま方には、何かと御多忙中にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆さま方には、平素から当市市政運営につきまして格別の御指導、御協力をいただいておりますことを衷心より感謝申し上げます。

さて、この度、特別職の給与・市議会議員報酬及び非常勤行政委員報酬の日額制につきまして御審議をいただくため、特別職報酬等審議会を設置いたしまして、皆さま方に委員をお願いすることになったわけでございます。

特別職の給与及び議員の報酬につきましては、昨年度は公務員給与の指標となります人事院勧告に準拠するかたちで給料水準の減額をおこなったところです。

また、非常勤行政委員報酬の日額制につきましては、滋賀県に対して大津地裁、大阪高裁と、月額報酬は違法との判決がでて、愛媛県ではこの9月定例県議会において月額報酬を日額報酬に改定するなどの情勢から、本市におきましても、日額制を検討が必要とあると考えております。

世界同時不況以来、円高、株安、雇用不安など、社会経済情勢は今後とも極めて厳しい状況が予想されておりますが、今年度につきましても、市民の皆様の理解を得られる給料・報酬額となるよう、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶にかえさせていただきます。

(3) 委員紹介 (人事課長より紹介)

(4) 会長選出 (総務部長進行)

堀田総務部長

総務部長の堀田でございます。続きまして、会長の選出をお願いいたします。本審議は、審議会条例第6条により委員の互選によって会長を置くこととなっております。会長さんなどが決まるまで、しばらく勝手ではありますが、私が、進行役を務めさせていただきますが、会長の選出をいかがいたしましょうか。

(委員から「曾我部副会長さんがいい。」と推薦あり。)

堀田総務部長

いま、会長に曾我部副会長さんをお願いしたらという御発言がありましたが、よろしゅうございますか。

(一同、異議なしの声あり。)

堀田総務部長

次に、会長の職務代理者を選びたいと思いますが、条例で会長さんが指名することとなっております。会長さんの御指名をお願いいたします。

(5) 職務代理者指名 (曾我部会長が日野委員を指名。)

(6) 会長あいさつ

曾我部会長

ただいま、会長にご推薦いただきました曾我部でございます。

委員の皆様方には、お忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。

この審議会の任務は、特別職の給与・市議会議員報酬及び非常勤行政委員報酬の日額制につきまして、審議し、答申をすることとなっております。

特別職給与・市議会議員報酬につきましては平成21年度は、人事院勧告に準拠して平均0.18%の引き下げの答申をいたしておりますが、その後におきましても、依然として厳しい社会経済情勢が続いております。

また、先ほどの市長の御挨拶にもありましたように、非常勤行政委員の月額報酬についてはこれを違憲とする大阪高裁の判決もあり、時代に即した、市民感覚に見合った報酬制度が求められようとしています。

この審議会での答申を基にいたしまして、消防団員を始めとして市の関係のいろいろな委員さんの報酬なども連動して決められているといった事情などにも考慮して、慎重に検討する必要があるものと考えております。

委員の皆様方の御協力をいただきまして、答申を取りまとめてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(7) 市長諮問 (別紙のとおり)

堀田総務部長

それでは、ここで市長が退席させていただきます。

* 市長が退席

(8) 審議

堀田総務部長

それでは、本会を再開いたします。会長さんが選出されましたので、ここで進行役を曾我部会長さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

曾我部会長

ただ今、お聞きのとおり市長さんから特別職の給与・市議会議員の報酬について、及び非常勤行政委員報酬の日額化についての諮問がございました。

なお、審議に入ります前に提案がございます。新居浜市審議会公開要綱には審議会は原則公開となっておりますが、特別職報酬等審議会におきましては、例年、新居浜市情報公

開条例第7条第3号 他の自治体より情報提供の協力を得ている。を理由として、特別職の給与・市議会議員の報酬に関する審議を非公開とさせていただきたいと思えます。皆様例年通りの取り扱いでよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

では、当審議会は特別職の給与・市議会議員の報酬に関する審議は非公開とさせていただきます。

それでは、まず審議の1番、非常勤行政委員報酬の日額化についての基礎となる資料をいただいておりますので事務局から説明をお願いしたいと思います。

(人事課長より、「非常勤行政委員報酬・関係資料」について説明)

曾我部会長

事務局から資料説明がありましたが、皆さん、何か御質問ございませんか。

大橋委員

非常勤行政委員の日額化の方向については、西条、今治、四国中央など県下各市も順次この方向に向かっていくのでしょうか。

寺田人事課長

県下各市のレベルでは、まだ具体的に日額化に動いていこうと言う市はでてきておりません。ただし、近隣各市も県のこのような改正と言う方向の出た中で、検討をすべきであるという考えは持っておられます。新居浜市の場合は、昨年9月議会で、県の動きも考慮したうえで日額化を、行いたいとの答弁をさせていただいているところです。

鈴木委員

今、月額で行っていて、月何日働いているかで1日あたりの額を出した、その日額が高いか安いかと言う事をここで議論するのでしょうか。たとえば、もしそういうことで日額を決めるのであれば、総額はいままでと全く変わらないという事ですね。この目的は何でしょうか。報酬を下げようという事が目的なのか、もっと合理的に考えようということなのか。どちらが目的なのでしょう。

寺田人事課長

最初に申し上げましたが、法の主旨は実績に基づいて報酬は出すべきであると、言い換

えれば、日額で出しなさいという基準があります。ただし、条例で、たとえば監査委員のように勤務のみで測れない場合もありますし、そのような特殊性のある場合は条例で定めなさいとなっていますが、実態は非常に高額な報酬が全国的に出されているということで、高額であるという事がひとつのきっかけでした。そういう中で、実績に基づいて合理的に出すのがいいのではないか、ただし、その時単価はいくらになるのか、ひとつ、問題にはなってきます。ですから、たとえば愛媛県は常勤の監査を、これ以上は高額であるという報酬の限度額として、日額の単価の設定をした、また勤務日数については、5日以下の場合は特に月額にする根拠にならないだろう、つまり日数が少ない、それは報酬が月額であることにより、報酬自体も高額になることにも繋がっている、そういうことから、今回、勤務実態から言って、月額報酬が妥当なのか、それと単価を日額にするのであれば単価をいくらにすべきであるか、という点をご審議いただきたいと思います。

鈴木委員

日額の単価がどのぐらいが妥当か、という議論ですね。あと、実質何日働いているのか、ということですね。ただ、働く日数により、総額が上がる場合もある。

寺田人事課長

それは、選挙管理委員であれば、選挙の回数が多ければ、当然勤務日数も増えていく、それは増えた日数に適正な単価で報酬を出すのは合理的な支出と考えます。

曾我部会長

割戻方式と監査定額とかいてありますが、割戻方式と言うのは単純に単価を日数で割ったものですね。

堀田総務部長

はい、監査委員の報酬の額を使いますと、若干高額になります。

寺田人事課長

それと勤務実態からいきますと、月額のままで行くべき勤務実績なのか、5日というラインを考えています。勤務が多くても少なくても月額で出すのは問題がある、ということです。

日野委員

日額にするのは非常にいいと思うんですが、日額にすることにより逆に報酬が上がる場合があるんですね。しかし、5ページにひとつの例として掲げてますが、教育委員会委員長、委員会委員の勤務内容を見ましても、定例委員会、学校訪問などは仕方ないにして

も、たとえば、卒業式、PTA 総会、運動会、表彰式などは、教育委員長さんですけど、我々も、PTA 会長も、あるいはボランティアの方たちも出席しているんですよ。教育委員なら、日額いくらと言う話になるが、我々ボランティアは、報酬もないし、交通費もない。教育委員ならそれだけもらえるのか、という勤務状態の中身がおかしいんじゃないのか、そういう議論をさしていただきたい。また、県と新居浜市と比較しても、額は相当違う、そのあたりの内容がどうなっているのか。日額化をすすめるのはいいことと思うんですが、そのあたりどうでしょう。

寺田人事課長

おっしゃるとおりで、報酬の対象となる業務にどれをとらえるかという問題があります。農業委員さんなどにも現地調査の業務などがあり、どのようにそれを把握するのか、という問題があります。県に確認しましたところでは、今後精査する必要があると聞いております。ひとつ問題になるには、勤務内容をすべて一律に考えるのかどうか、定例委員会など、色々な内容がありますが、たとえば勤務実績が月5日を超えている教育委員、監査委員などは月額で置いておくという考え方もございます。5日を下回っているところを日額にする考え方もございます。日野委員からお話のありました勤務内容ですが、選挙管理委員長は、週一回の決裁は勤務日に除いております。卒業式、PTA 総会、運動会などと比較してどうなのか、という問題はあります。

曾我部会長

カウントするとすれば、こういう会がカウントされるわけですね。

寺田人事課長

たとえば教育委員ですと、任命をするわけです。

曾我部会長

運動会に出てください、と言われるわけですね。

大橋委員

いままで、色々な委員会に出ている人と出ていない人と居た、それでも月給制と言うか定額だったわけですが、それを出席した回数にしようというのがこれからの方向ですかね。

寺田人事課長

基本的な考え方は、そういう考え方です。

金子委員

日数の計算ですが、われわれ労働界ですので、拘束時間と言う事を考えるんですが、会に出たら1日という換算でしょうか。

寺田人事課長

はい、その考え方です。30分でも1日です。

曾我部会長

このあとの進め方ですが、このまま審議を続けますか。審議の日程ですが、事務局としては、本会の答申は、いつまでに必要だという希望はありますか。

寺田人事課長

改定の必要があれば3月議会において提案をしたいと思います。議会議案の提出期限は、2月4日までとなっております。時間がなく恐縮ですが1月末ごろまでに答申いただければと思っております。

曾我部会長

時間的な制約がありますので、前回の例に従い小委員会を設置し、この中で答申案をまとめ、その後全体会に諮って、答申したいと思いますが、いかがでしょう。

* 一同、賛成

それでは、小委員会は、例年、4人で構成しております。メンバーを決めたいと思いますが、いかがいたしましょう。

* 一同、賛成

それでは、小委員会のメンバーはどのようにいたしますか。

(会長に一任、の声あり。)

それでは、私から指名させていただきます。日野委員さん、渡邊委員さん、加藤委員さんに小委員会のメンバーをお願いし、私を含む4人で実施したいと思います。

ではここで、審議の1番、非常勤行政委員報酬の日額化についての審議を終了したいと思います。

<これ以降は、非公開>

新 総 人 第 3 4 8 号
平成 2 3 年 1 月 5 日

新居浜市特別職報酬等審議会 殿

新居浜市長 佐々木 龍

特別職の給与・議員の報酬及び
非常勤行政委員報酬の日額化について（諮問）

特別職の給与及び議員の報酬は、平成 2 2 年 4 月に改定いたしました。その後、その後の人事院勧告に基づく一般職の給与改定、現下の社会経済情勢及び他市の動向等を考慮し、特別職の給与及び議員の報酬の改定につきまして貴審議会の意見を求めます。

また、非常勤行政委員報酬について、全国的にその月額報酬制を日額制に見直す傾向にあることから、非常勤行政委員報酬を日額制とする改定につきまして貴審議会の意見を求めます。

新 企 人 第 2 6 5 号
平成 1 4 年 1 2 月 1 0 日

新居浜市特別職報酬等審議会 殿

新居浜市長 佐々木 龍

特別職の給与及び議員の報酬について（諮問）

特別職（三役）の給与及び議員の報酬は、平成8年12月に改定いたしました。その後、その後の人事院勧告に基づく一般職の給与改定、現下の社会経済情勢及び他市の動向等を考慮し、特別職の給与及び議員の報酬の改定につきまして貴審議会の意見を求めます。

新総人第163号
平成15年11月7日

新居浜市特別職報酬等審議会 殿

新居浜市長 佐々木 龍

特別職の給与及び議員の報酬について（諮問）

特別職（三役）の給与は、平成15年1月に、議員の報酬は、平成8年12月に改定いたしましたが、その後の人事院勧告に基づく一般職の給与改定、現下の社会経済情勢及び他市の動向等を考慮し、特別職の給与及び議員の報酬の改定につきまして貴審議会の意見を求めます。

新総人第311号
平成17年11月28日

新居浜市特別職報酬等審議会 殿

新居浜市長 佐々木 龍

特別職の給与及び議員の報酬について（諮問）

特別職（三役）の給与は、平成15年12月に、議員の報酬は、平成8年12月に改定いたしました。その後の人事院勧告に基づく一般職の給与改定、現下の社会経済情勢及び他市の動向等を考慮し、特別職の給与及び議員の報酬の改定につきまして貴審議会の意見を求めます。

新総人第2号
平成20年 1月10日

新居浜市特別職報酬等審議会 殿

新居浜市長 佐々木 龍

特別職の給与及び議員の報酬について（諮問）

特別職（三役）の給与及び議員の報酬は、平成18年4月に改定いたしました。が、現下の社会経済情勢や他市の動向等を考慮し、特別職の給与及び議員の報酬の改定につきまして貴審議会の意見を求めます。